

北海道生涯学習審議会条例（平成3年7月29日北海道条例第18号）

（設置）

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定により、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、北海道生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第3条 委員及び専門委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月1日例第33号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第125号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。